

## 構造改革特区に関する有識者会議（第4回）議事録

日時 平成17年9月30日（金）11:15～12:00

場所 内閣官房構造改革特区推進室 7階会議室

出席者

（委員）八代座長、市川委員、井堀委員、樫谷委員、清原委員、薬師寺委員、山田委員

（政府）永谷審議官

（事務局）大前室長、小川副室長、梶島参事官、藤澤参事官、黒岩参事官、石崎参事官

### 1. 開会

（八代座長）それでは定刻前だが、全員がそろっているので、第4回の有識者会議を始めさせていただきます。議事に入る前に、委員の交代があったのでご紹介させていただきます。9月3日付で北川委員、野中委員に代わって、井堀委員、清原委員に新たに有識者会議に所属していただくことになったので、よろしく申し上げます。何か一言ごあいさつを。

（井堀委員）東京大学の井堀です。よろしく申し上げます。

（清原委員）皆さんこんにちは。東京都三鷹市長の清原です。どうぞよろしく申し上げます。

### 2. 有識者会議意見とりまとめについて

（八代座長）有識者会議では、前回の会議で選定した18項目の重点検討項目について、6月18日から7月12日まで計4回この有識者会議を開いて、都合15日間にわたるヒアリングをしている。15日間というのは、1日に3回ヒアリングをしたこともあるので、ヒアリングの回数ではなく、延べ15日というかなり長い時間をかけて各省庁及び提案者からヒアリングを行ったということである。さらに重点検討項目の一部については、7月27日から29日の3日間及び8月9日に各省庁の局長級との折衝を実施した。本日はその結果を踏まえて、有識者会議としての意見を取りまとめるため、委員の皆様にご議論していただきたいと思う。これまでのヒアリングにおける委員の皆様のご意見等を踏まえた素案を事務局で用意しているので、これをベースに議論していただきたいと思う。事務局から石崎参事官、よろしく申し上げます。

（石崎参事官）それでは、お手元にお配りしている資料、「構造改革特区に関する有識者会議意見（案）」をご説明したいと思う。まず構成であるが、大きく4つであって、有識者会議の「設置の経緯」「検討の過程・方法」「検討の結果」それに「結び」という形になっている。順にご説明したいと思う。

まずこの有識者会議の設置の経緯であるが、「経済財政諮問会議及び『平成17年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度』において」、その下に詳しく書いてあるが、「政策的には重要だが、実現が容易でない提案は却下されているのではないか」といったご指摘を

踏まえて設置されたということ、2ページにわたって記述している。

2ページ目の「検討の過程・方法」であるが、まず(1)「重点検討項目選定の視点」を記述させていただいている。重点検討項目の選定にあたっては、まず、第1次提案から第6次提案までのうち、各省庁から対応不可という判断を頂いた全ての事項を候補として拾い上げ、そのうえで各委員からぜひ取り上げるべきとの意見が出された重点検討項目の候補の中から、下の枠で囲っている「社会的、経済的に意味があるものを選定する」という重点検討項目の選定の視点に基づいて、26項目を座長試案として選定している。その後、提案者、そして各省庁からの調査・ヒアリング結果を踏まえて、最終的に18項目に絞り込んだということである。

(2)の「検討過程」であるが、まず(ア)で当会議が、第1回の会合を皮切りに以来4回にわたる全体会議、また3回のシリーズにわたるヒアリング及び折衝を行ったということ、次に(イ)であるが、重点検討項目の選定、意見のとりまとめにあたって、制度の趣旨、改革するにあたっての問題点を十分に各省庁から聞くということにした。また、いったん対応不可という返答を頂いているものなので、各省庁との話し合いの機会をなるべく多く設けることとした。一度ならず検討を依頼し、当会議としての考え方を伝えることにより、各省庁の合意を得て提案を実現することを目指す一方、仮に合意が得られない場合でも、制度の趣旨や提案実現への問題点について当会議としてよく把握、理解したうえで、意見を作成するように留意したということ、を記述させていただいている。

3の「検討の結果」であるが、こちらは別表でまとめている。後ほどご説明をさせていただきたいと思う。

最後に「結び」であるが、本意見は、構造改革特別区域推進本部に対して提出されるものである。第7次提案に対する対応方針とあわせて、本意見に対する対応方針も決定していただきたいということ、そして速やかに処理をしていただきたいという結びになっている。別表をご説明いたしたいと思う。まず、全国において実施するものが7項目、特区対応が2項目、現行制度で実現可能なことが確認できた項目が1つ、今後検討すべきことで8項目ということになっている。それぞれ1番からご説明させていただく。

まず、1番目の「県議会議員の複数常任委員会への所属」である。こちらは地方議会の活性化を図るために、地方議会の在り方を体系的に整理する一環として検討し、平成17年度中に措置をするということで、全国対応である。

2番目の「市町村における基本構想策定義務の廃止」であるが、市町村の基本構想については、市町村における地方自治の推進や市町村議会の活性化といった観点も含めて、その在り方について、幅広く検討を行うということである。また、平成17年度中に、市町村が基本構想の内容を自由に策定できることについて全国の市町村に周知を図るよう措置をするということである。

3点目の「公金のクレジットカードによる納付の容認」であるが、こちらは、住民の便益

を図るため、提案の実現に向けて法制的及び技術的な諸課題について検討し、平成 17 年度中に措置をするということになっている。

4 番目の「『企業内転勤』に関する在留資格の要件緩和」であるが、在留資格企業の対象施設を地方公共団体が提供する場合だけでなく、地方公共団体が賃貸借する場合や、地方公共団体が助成の対象として指定する場合などにおいても、認めることを検討するということで、平成 17 年度中に措置、特区対応ということになっている。

5 番目の「外国人に対する『教授』在留資格の期間延長」であるが、「教授」資格により在留し、大学等において研究、研究の指導または教育活動を行う外国人教授の在留期間を 3 年から 5 年に延長するということで、17 年度中に措置をするということである。

6 番目の「外国歯科医師による教授を目的とした歯科診療の可能化」であるが、来年 4 月から義務化される歯科医師臨床研修制度に係る検討を見ながら、診療所について外国人歯科医師臨床修練制度の対象施設要件の設定の可否を検討するということで、平成 17 年度中に結論を得ることになっている。

7 番目の「医療関係業務の労働者派遣の容認」であるが、すべての医療関係職種について、産前産後休業、育児休業、介護休業を取得した労働者の業務を行う場合に限り、派遣を認める。へき地や離島等、医師の確保が困難な一定の地域について、派遣後の業務を円滑に行えるような支援としての研修等を受けることを条件として、医師の派遣を認めるということで、労働政策審議会における審議を行って、平成 17 年度中に結論を得て、その結論に従って措置をするということである。

8 番目の「NPO 法人による IRB 設置の可能化」である。治験審査委員会の設置主体としてふさわしい NPO 法人の要件の策定、自施設以外の治験審査委員会に代替できる条件の緩和、治験審査委員会を共同 IRB と施設 IRB のいわゆる 2 階建とすることについて認める際の条件設定について検討して、については平成 17 年度中に方針を決定する。については治験審査委員会の本質に関わる問題であるということで、平成 17 年度中に方針を決定するように努めるということである。

9 番目の「既存施設を学校へ用途転用する際の建築基準法の緩和」であるが、養護学校の階段については、建築基準法等に基準が無いことから、利用実態を踏まえて特定行政庁が判断できることが明らかになっている。

10 番目の「先買い制度により取得した用地の売却等処分にかかる制限の撤廃」であるが、先買い制度により取得された土地については、事業の廃止等により買い取り目的が失われた場合において、用途制限の見直しを図るための検討を行う。また、現行制度の中でも対応可能な、例えば、利用可能な用途について、過去の事例等の周知を図るといったようなことについては、17 年度中に措置をするということになっている。

11 番目、「一般廃棄物溶融スラグの自治体間流用と利用の特例」である。スラグの自治体間流通については、地方自治法に基づく事務の委託により実施可能であることを確認している。また、埋め戻し材として用いられるのと同程度の利用については、これまでの利用

実績及び利用が想定されている地域の地中空間の状況等を踏まえて、市町村が自ら発注する公共建築工事におけるスラグの地中空間の充填材としての利用について、平成 17 年度中に措置をするということで、こちらは特区対応ということである。

12 項目以降は土業の関係である。まず「公認会計士」であるが、公認会計士の労働者派遣については、派遣元が監査法人以外の者である場合であって、かつ、当該派遣の対象となる公認会計士が公認会計士法第 2 条第 1 項に規定する業務を行わない場合、いわゆるコンサルタント業務などを行う場合には容認をするということである。平成 17 年度中に措置という形になっている。

13 番目の「弁護士、外国法事務弁護士」であるが、弁護士法第 3 条に規定する業務に関して、弁護士法人が他の弁護士または弁護士法人を派遣先とする弁護士の労働者派遣を行うことについて、弁護士法人の立法趣旨等との整合性の問題も含め、今後ニーズ調査をしたうえで検討を行い、平成 17 年度中に結論を得るという形になっている。

14 番目の「司法書士、土地家屋調査士」も弁護士と同様で、土業法人から土業法人へ労働者派遣を行うことについて、法人の立法趣旨等との整合性の問題を含めて、今後ニーズ調査をしたうえで検討し、平成 17 年度中に結論を得るという形になっている。

15 番目の「税理士」である。こちらは、派遣元と派遣税理士との雇用関係に基づく指導監督権限が当該業務に及ばないことが担保される場合には、税理士または税理士法人が派遣元となる場合を除き、税理士または税理士法人を派遣先とする税理士の労働者派遣を認めることについて検討を行い、平成 17 年度中に結論を得るという形になる。

16 と 17 「社会保険労務士」と「行政書士」、こちらも先程ご説明した 13、14 の弁護士等と同じ取り扱いである。社会保険労務士法人が他の社会保険労務士または社会保険労務士法人を派遣先とする労働者派遣を行うことについて、法人の立法趣旨との整合性の問題を含めて、ニーズ調査をしたうえで、17 年度中に結論を得るという形である。

18 番目であるが「弁理士」、こちらは相談に応ずることいわゆるコンサルティングに係るものに関して、特許業務法人以外を派遣元とする場合には、労働者派遣を認めるということで、平成 17 年度中に所要の措置を講ずるという形になっている。以上である。

(八代座長) ありがとうございます。それでは今の説明に対してコメント、ご発言等あればよろしく申し上げます。

(山田委員) ひとつは番号 1 の県議会の常任委員会の複数化の件に関しては、これは全国展開ということではいいが。特に 2 番目については、市町村における基本構想策定義務の廃止ということで、この報告書にもあるとおり、その在り方について幅広く検討を行った。何回も課長ヒアリングあるいは審議官ヒアリングを行った。ただ議論は率直に言って平行線だったと思っている。総務省側の言い分は、この基本構想策定の義務は、市町村の総合的なあるいは計画的統一的運営には絶対必要なものである、議会の議決が住民の意思の反映である、老人福祉をはじめ 20 の法律がそれに即してということになってその関わりは非

常に重大である、ということであった。私たち委員会は、地方分権、特に12年の一括法以降の視点に立てば、これは自治体に委ねてよいのではないかということ、今のように右肩下がりの、財政の非常に変化が激しい時代に、10年構想というものが、変化の硬直化、対応できないものになっているのではないかということ、構想がコンサルタント会社に丸投げをされて膨大な経費が使われているということから、この廃止を強く求めてきた。だが、ここに書かれているように、その策定は自由であるということで、周知を図るという結論になった。国も今、人件費を含めて大改革を行おうということであるが、地方自治体の公務員の数は、国家公務員行政職の30万余りから見れば、大体10倍の人員を抱えていて、地方自治体の効率化を図らなければ国の財政も地方の財政も再生できないと私は思っている。そういう中で、この規定が、硬直化する大きな原因になっていると考えている。八代委員長も一緒だったが、第28次地方制度調査会の中でこのことが論議されているかどうかを聞いたところ、それは論議されていないということであった。私たちとしては、第29次においてオファーされるかと申し上げた。特区推進室から頂いた資料を読んでいると、第39回地方分権改革推進会議の小委員会の議事録に、これは提案された志木市の穂坂元市長が出られてヒアリングされているものであるが、その中で非常に集約された意見が、三井物産戦略研究所の寺島先生から出ている。前文はちょっと省くが、最後の凝縮されたところが非常に意義のある言葉だなと思っているので読ませていただきたい。「各地方自治体が作っているいわゆる計画なるもの、基本構想というものは、本当に表紙を変えればすべての、例えば県の基本構想などは、県の名前だけ変えればほとんど共通して使えるような内容になっている。それにまた膨大な人員とコストをかけて、審議会まで作っているんです。それを見ると悲しくなってしまうような話で、県の個性とか、県ならではの戦略とか、そういう意識が盛り込まれているのか。民間の企業だったら経営者が怒りだすと思う中身の、異様に平準化、一般化されたものが出来ている。そういう無駄があるんじゃないかという意味においては、あり方を見直すことについて、かなり真剣に考えるほうが良い」と、こういう発言をされている。私はこれに尽きると思う。今回はここまで来たわけだが、いずれかの日に、どこかの委員会で、あるいはできればまた特区のこの後の委員会で、これが議論されることを期待して、今回のこの原文については了解する。

(八代座長) ありがとうございます。この点についてはずいぶん時間をかけて議論したわけで、解説していただいてありがとうございます。他にはいかがか。先程説明がなかったので、事務局に確認しておきたいのだが、7番の医療の派遣の1番目の育児休業、介護休業というのは非常に明確だが、2番目の「へき地や離島等、医師の確保が困難な一定の地域について」「当該地域に所在する」というときの地域の定義について補足説明していただけるか。これはへき地や離島そのものではなくて、へき地や離島を含む市町村の全域であるということが良いか。北海道等ではかなり面積が違うので。法律施行令にはそこもきちっと書かれるのか。それとも解釈の形になるのか。

(藤澤参事官) このへき地や離島等について厚生労働省が現在考えているのは、4種類の

地域が法令上規定されていて、例えば離島であれば離島振興法に規定されているような地域、それから辺地、山村、過疎地域がそれぞれあって、それぞれの4つの地域をすべて対象とするということで、かつその区域だけではなくてその区域を含む市や町や村はその市町村単位で対象とする方針だと伺っている。離島については今年の4月1日現在で87、辺地は3月31日現在で1,370、山村が4月1日現在で913、過疎地域が885。非常に込み入っており、どれが重複するか、もうちょっとお時間を頂きたいということだが、今合併が進んでいるが、3月31日現在で少なくとも1,370あるとご理解いただきたいと思う。あと、法令上の手当ををどういう形で行っていくかはまだこれからだと思うので、基本的には政令改正になると思うが、地域の具体的な要件をまだ聞いていない。それを政令化、省令化ということまではまだ把握しておりません。

(八代座長)そこは実際に規制改革を使おうという人たちが本当に自分たちの地域が使えるのかどうか分かりやすいように、厚生労働省に対して周知徹底していただくということと、その定義は別の離島振興法やへき地振興法という法律に準拠しているということを確認した。

(山田委員)それに関連して、へき地離島、と入って北海道としては非常に喜ばしいことだと思う。ただこの文章を読んでいてやや心配になるのは、今まで厚生省のヒアリングで、チームワークという言葉を非常に強調された。そういうことから、「業務を円滑に行えるような支援としての研修等を受けることを条件として」と条件が入っている。これは具体的にどんな条件なのか。それと「労働政策審議会における審議を行い、平成17年度中に結論を得て」となっているが、この審議会でもた元のところに戻ってしまうという心配は無いのか。その辺をお伺いしたい。

(藤澤参事官)まず「派遣後の業務を円滑に行えるような支援としての研修等を受ける」ということについてであるが、基本的には、例えば東京や札幌のような大都市で行われている医療と、へき地や離島等で診ないといけないような患者さんに対する医療とは、また若干違うだろうということを厚生労働省は言っていて、せっかく行っていただくからには、素手というか白地で行っていただくのではなくて、それぞれの地域の状況を前もって勉強していただいて、行っていただくべきではないかということである。ここは字のとおり受け取っていただければよろしいのではないかと思っている。上に戻って、前置きの部分の「労働政策審議会における審議を行い」ということであるが、規制の根拠法令等の欄にあるように、労働者派遣法の政令を改正することになると思う。こういった労働関係の法令改正の際には、原則として労働政策審議会の意見を聞くことが、大概の場合義務付けられているものだから、こういう形になっているということで、実際に最終的に行っていただく内容については、あくまで下の欄にあるようなことである。ここまでは少なくとも今の段階でお約束を頂いたわけなので、実際に行う内容が変更になるとは私どもは承知していない。

(八代座長)ほかにご質問は。それから土業の派遣のところは少しややこしいので、対照

表みたいなものの後で記者会見のときに配れないか。何がややこしいかというと、派遣元が公認会計士と弁理士の場合は、派遣先は公認会計士と弁理士を行っているところでは駄目で、それ以外のところでなければいけないと言っているのに対して、弁護士法などは、派遣先は今弁護士の仕事をしているところでなければいけないというふうに、正反対の規制になっていることである。むしろ士業でなければ派遣できないというところが大部分である。例外は公認会計士と弁理士だけなので、あとはすべて士業から士業へということである。そういう解釈でいいのか。いろいろ書き方が違うので、それで良ければそういう説明をさせていただきたい。これはなぜそうなのかというと、長い定義があるのだが、要するに給料を払う以上は何か仕事をするようになるのだという、派遣法ではそんな解釈は出てこないと思うが、各省がそういうことを強く要求しておられたので、結果的にもともと士業を行っているところであれば派遣できるという解釈で解決したのが大部分である。だが逆に金融庁等は、公認会計士法には派遣をするなどということはもともと入っていないので、したがって派遣をしてはいけないということで、逆にそれは駄目だと言っておられたわけである。だから各省の解釈によってこういう違いが出てきているということである。これでよろしいか。

(大前室長) 整理していただいたとおりであるが、若干繰り返しを恐れずに言うと、公認会計士と弁理士については、法律上、独占業務と非独占業務が書き分けられているということがある。したがって、そうした法律の規定を前提として、公認会計士、弁理士については非独占業務を行うものについて派遣会社からの派遣を認めるというものである。したがってこれは非独占業務に限った話である。その他の士業については法律上独占業務、非独占業務の書き分けがそうした明快な形で行われていないか、あるいは全く行われていないということがあるので、非独占業務に限って道を開くということができない。したがっていずれも検討ということになっているわけであるが、その場合であっても、派遣先、派遣元の影響が及ばないようにというのが付く。税理士を含む各士業について派遣先の影響が及ばないようにという観点から、いずれも派遣先は士業法人という整理になっている。あと、派遣元の扱いが税理士とその他で若干違っている。いずれにしても派遣元の影響が及ばないようにということがあるが、税理士については派遣元の影響が及ばないということが確保されれば派遣会社からの派遣を認めて良いのではないかと、その方向で検討して良いのではないかとということになっている。税理士以外の士業については、士業法人以外が派遣元となった場合にそうした影響を断ち切ることができるかどうかという疑念がどうしても付いて回るので、派遣元について、まずは士業法人からの派遣を考えてみようという感じになっている。

(八代座長) 要するに独占業務か非独占業務かの違いが大きなポイントだということで、補足していただいてありがとうございました。とにかく非常にややこしい話で、井堀委員、清原委員は何を言っているのかということであろうが、これは非常に長い過去経緯があって、こういう形で落ち着いたということである。士業の派遣は規制改革会議の中でも長年

の課題であったが、ようやく特区対応という形で何らかの穴が開いたことは非常に意義があることではないかと思っている。何か他に。

(井堀委員)「平成 17 年度中に結論を得る」というのは、認める方向で結論を得るということか。

(八代座長)はい。そういうことである。

(大前室長)認める方向で結論を得ることを期待するし、検討の中身については私どももずっと見ていきたいと思うが、今の段階で認めるということについて確約を得ているわけではない。

(八代座長)それは審議会で決めてもらうからなのだが、事務局としてはできるかぎりその方向で行いますということである。そうでない場合は「その可否について」と入っているわけで、これは必ずしも事務局も責任を持たないというニュアンスが入っていて、それでももちろんきちんと議題には入れますよという、いろいろなニュアンスが細かい約束言葉の中には入っている。室長は今慎重に言われたが、かなりの程度まで用意は出来ていると解釈していいと思う。

(市川委員)「結論を得る」という部分であるが、これについては、結論が得られた段階で、何らかの形で各省からご報告いただくことはできるのか。その上で、我々が、内容がこの文章に対してどうであるか、さらにより一歩進んだ方向に対してどうあるべきか、について議論させていただくことを検討していただくということが、「結論を得る」という内容に含まれているという判断でよろしいか。

(梶島参事官)各省からの結論については、ここにあるように「17 年度中に結論を得る」ということであって、これについて本決定するのであれば、各省から事務局に対して、まずはご報告を頂く。不可であれば不可という結論、可であればどういう可なのか、どういうことができるのかという結論をまずご報告いただくところまでを、各省との間で合意したと了解している。そこから先については、いずれにしてもこれはもともと各省が駄目だと言った提案を再度ここでご検討されてきたので、そういう意味では結論が同じだったというものも可能性としては出てくることはあると思う。

(市川委員)それは事務局に各省からご報告いただけるのか。

(梶島参事官)もちろん委員の皆様にもご案内させていただく。

(八代座長)必要があればまたヒアリングをしてもいい。そろそろ予定した時間が来ているが、もし最後に何かあれば。

(山田委員)11 番の一般廃棄物溶融スラグについてであるが、これも環境省とかなりヒアリングを行わせていただいた。議事録をずっと読んでみると、溶融スラグは安全だと環境省は言っていないような気がする。やはり問題はある、問題が出た場合、地中空間に埋めた場合大変なことになるのだということを、議事録の中で、反復して読むと感じる。そういうなかで特区において認められたのは良かったのではないかと思っているが、JIS 規格の検討を含めて、将来、全国に防空壕等地中空間がかなりあるわけだが、最終処分場の負荷



がそういうことによって少なくなるということであれば、リサイクルとして非常に意味のあることである。もう少しこのとおり進めてみて、特区で問題が無ければ全国展開ということで良いのではないかと考えている。

(薬師寺委員)合計で18の提案というのは、門前払いというものであって、経済財政諮問会議からの指摘が無ければ取り上げられなかったものである。それにもかかわらず全国的に対応していただけるものが7つも出てきたということは、大変大きな成果だと私は考えている。特区提案を各省庁がご検討なさる際に、もっとよくお考えになって検討していただきたいという願いを、我々側からも積極的に今後していくべきであると考えている。よろしくお願ひしたい。

(榎谷委員)確認であるが、土業のところでは弁護士法人と司法書士、あるいは社会保険労務士のところ、立法趣旨との整合性の問題とニーズの問題2つ言っている。整合性の問題はなんとなく分かるような気がするが、ニーズを調査したうえとなると、ではニーズが無ければ行わないのかということにつながってくる。ニーズの問題を調査していただくのは結構だが、整合性はあるがニーズが無いのでやめましたというのは、これは問題があるのではないかと考える。基本的には立法趣旨との整合性 いろいろな整合性があり、この前いろいろ意見をお聞きした範囲内でどの程度の整合性があるのか私もよく理解できなかったが 整合性があれば、少なくとも問題が整理できれば、ニーズが無くてもあっても別の問題であるし、ニーズというのは出来ればいろいろなところから知恵がわいてくるものだから、いま現状のニーズが無いからといって、即ち行わないという結論はやはり問題ではないかと思う。

(八代座長)これはかなり大事な点だが、ニーズを調査したうえでという表現の重さである。つまりニーズが必要要件になっているのか、取り扱いを決めるときの参考としてできるだけ多様なニーズにこたえられるように行うというやや積極的なものなのか、ということはどうなのか。どなたの担当か。

(梶島参事官)法務省の担当である。ご案内のように、ヒアリングの際には、少なくとも法務省としてこうしたニーズがあるとは承知していないということが始まりであった。ただ委員の皆様から、「それはあなた方が知っている範囲内のことではないのか」とご指摘があって、その部分は「それはそうかもしれない」と、「まずは事実調査を行ってみましょう」というところで、こうした文章になったと理解している。だからそのうえで、まさに「考えてみましょう」ということで、こういう言い方が適当かどうか分からないが、素のままの言葉、この有識者会議での検討を踏まえた素のままの表現になっていると理解している。

(八代座長)そのときの問題点は、法務省がニーズを調査するのは、大体業界団体というが、この場合は日弁連などに聞いて日弁連の意見として出てくる可能性がある。特区提案のいいところは、そういう既存の組織の中で取り上げられないような改革案を拾い上げることに大きなポイントがあるわけだから、仮にそういう団体の意見だけを聞くようなこと

で判断するのであれば、かなり問題があるということで、この会議としてもウォッチしなければいけない。今後のプロセスとして、このあと例えば、今市川委員もおっしゃった各省がどういう対応を取るかを監視するというのは、引き続きこの有識者会議で行っていいわけか。というのは、土業の場合は、これを特区として行うのではなくて、全て全国で行うと向こうは言っているわけである。

(大前室長) 土業の結論を得るという方が。

(八代座長) 結論を得るという方は特区か全国かも、もともと決めてないのか。

(大前室長) はい。

(八代座長) では引き続き有識者会議が何かの時点でまとめて、その後のフォローアップをヒアリングするというだけでもよろしいか。

(大前室長) この段階で具体的な今後の段取りについて方向を決めていただくことは、我々もまだできていないが、当然事務局の立場でその後の状況をフォローするし、また何らかの形で情報をご提供するという事は申し上げられる。

(八代座長) そういうことで、いわば食い逃げされないようにきちっとしていきたい。他に何か。それでは本日の案にて有識者会議の意見として構造改革特区推進本部に提出させていただきます。

### 3. 閉会

(八代座長) ご多忙のところありがとうございました。今後ともよろしくお願いします。

了